

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

厚生委員長 宍 戸 治 重

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和4年11月11日
- (2) 令和4年12月9日
- (3) 令和4年12月21日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第51号 三鷹市福祉Laboどんぐり山条例

この議案は、在宅医療・介護に係る研究事業と介護人財の育成事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりを実現することを目的として、三鷹市福祉Laboどんぐり山を設置するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・市立特別養護老人ホームどんぐり山廃止後の本施設の利活用に係る検討の経緯について
- ・本施設の整備スケジュールと関連議案の提出時期の在り方について
- ・市民、介護事業者、企業、大学等への本施設の周知・啓発と本施設の各事業に係るニーズの把握について
- ・在宅医療・介護研究センターにおける研究プロジェクトの公募と研究成果の地域への還元及び協働研究推進室の使用料設定と減免規定の考え方について
- ・介護人財育成センターにおける研修テーマの選定と受講者の範囲について

- ・生活リハビリセンターにおける利用料設定の考え方及び本事業に係る財源確保と介護保険制度の適用に向けた取組について
- ・本条例施行後の各事業の評価・検証と見直しの方向性について
- ・本施設へのアクセスに係る課題と解消に向けた取組について
- ・緊急時における高齢者等の一時的な保護への対応について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山条例 概要
- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山プロジェクト 事業案内
- ・三鷹市福祉Laboどんぐり山条例施行規則の主な内容

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

福祉Laboどんぐり山において、在宅医療・介護研究センターを3階に設置するというが、その事業者についてもこれからということ具体的に示されなかった。NTT東日本など、各民間企業や大学を想定しているようであるが、なぜ民間企業に市が部屋を貸すことを行わなければならないのか理解できない。このような事業であれば、駅前の産業プラザの部屋の利用などで事足りることである。

また、2階の生活リハビリセンターについても、今回、利用料設定を行った上で、これから利用者、施設などを回ってニーズを探るということであるが、本来ニーズが十分に確認されてから事業を行うべきではないのか、順序が逆であると言わざるを得ない。

リハビリセンターは、70%の使用率を想定して予算を考えているというが、市側の説明を聞いている限り、70%まで達成できるとは思えない。また、食事や家族の宿泊、リハビリ事業そのものについても理学療法士の配置やリハビリルームの確保をしていないことなど、事業に関する計画にも疑問点が多く、納得できない。

運営費は、年間1億円余りを想定しているようであるが、その金額に見合う事業とは到底思えない。

三鷹市内の困窮する高齢者、施設に入れられない高齢者の実情に合わせた事業、民間では行うことのできない市の責務を果たすための施設としてどんぐり山を利用すべきことを申し上げて、本条例に反対する。

〔賛成討論〕

(1) 前田まい委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

福祉Laboどんぐり山（仮称）で予定されている各種事業、プロジェクトが、本条例第1条に示された目的の推進に寄与するものであるか、現段階で示された内容については未確定な部分も多く、事業の実現可能性や高齢者のニーズとの整合性について懸念、心配があることは指摘しておきたいと思う。施設設置の意義を丁寧に説明し、市民理解を得る努力を続けられるよう求めるものである。

条例の施行状況の検証は施行から3年後とされているが、事業や収支の検証は単年度ごとに実施する旨の答弁があった。経年変化を捉えながら、本施設で展開される在宅医療・在宅介護への支援が高齢者及び家族の暮らしの安心につながっているのか、将来的な医療費、介護費等の抑制が見込まれるのかなど、市が責任を持って検証し、積極的な見直し、改善を図っていくことを求める。

我々の会派は、最後まで三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山の廃止に反対してきたが、廃止の後、本施設が利活用される中で、高齢化社会への対応に資する取組を遅滞なく進めていく重要性は認識するものである。

新たな取組を通じて引き続き介護関連施設として機能し、取組の成果が市民に還元されることを期待して、本議案に賛成する。

以上の討論の後、議案第51号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第58号 三鷹市四小学童保育所A等及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市四小学童保育所A等及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

3 議案第59号 三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者の指定について

この議案は、三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者を指定するため、提案されたものであります。

以上2件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上2件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・指定管理者候補者の業務の実態把握の方法及び評価・検証の在り方について
- ・指定管理者候補者における職員の処遇改善に向けた取組と指定管理料の積算における人件費の考え方について
- ・指定管理者候補者における職員配置体制と放課後児童支援員の資格要件等について
- ・学童保育所事業者連絡会の開催実績について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市四小学童保育所A等及びむらさき子どもひろばの指定管理者の指定について
- ・指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果
- ・指定管理者候補者審議結果（一覧・抜粋）
- ・指定管理者候補者審議結果（施設別）
- ・三鷹市四小学童保育所A他6施設の管理に係る事業実施計画書（再指定時）
- ・むらさき子どもひろばの管理に係る事業実施計画書（再指定時）
- ・三鷹市四小学童保育所A他6施設の管理に係る収支計画書
- ・三鷹市むらさき子どもひろばの管理に係る収支計画書
- ・事業報告書（四小学童保育所A・B 行事及び活動状況）
- ・事業報告書（六小学童保育所A・B 行事及び活動状況）
- ・事業報告書（南浦小学童保育所A・B 行事及び活動状況）
- ・事業報告書（連雀学園学童保育所 行事及び活動状況）
- ・事業報告書（むらさき子どもひろば 行事及び活動状況）
- ・三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者の指定について
- ・指定期間における指定管理者評価シート兼指定管理者候補者選定方法審議結果
- ・指定管理者候補者審議結果（一覧・抜粋）
- ・指定管理者候補者審議結果（施設別）
- ・三鷹市下連雀こでまり学童保育所の管理に係る事業実施計画書（再指定時）
- ・三鷹市下連雀こでまり学童保育所の管理に係る収支計画書
- ・事業報告書（下連雀学童保育所 行事及び活動状況）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第58号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 伊沢けい子委員（いのちが大事）

三鷹市四小学童保育所A等、三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理についてであるが、市内の学童保育所全体の指定管理の在り方について学童保育所の数を増やすだけでなく、そこで働く学童支援員の処遇について改善を行うべきである。現在、社会福祉協議会では、職員の離職率が20%という現状があり、指定管理料について十分ではないと考えられる。他の学童保育所についても、離職率や給料、勤務時間など、指定管理について議会で審議するときに示していただかないと実態がつかめない。

指定管理を審議する上での重要な指標が示されていないことから、議案第58号、第59号について反対する。

以上の討論の後、議案第58号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 所管事務の調査について

健康、福祉施策の充実に関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。